

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について

1. 経緯

H14.7 大阪府環境影響評価審査会に意見照会

「事業計画の策定に際しての環境配慮事項を技術指針に定める内容について、一部の自治体において取り組みが進んでいる、計画のより早い段階で行う環境アセスメントも視野に入れて審議」

⇒ 環境配慮部会設置

H15.3 部会報告とりまとめ

「事業者等が計画策定に当たって環境保全の見地から検討を行い、もって環境への影響をより一層低減することを目的として、技術指針の中に、計画策定に当たっての環境の保全上の見地からの配慮について検討すべき事項を定めることが必要」

H15.4 審査会より意見回答



H15.8 技術指針を改定（府）

計画策定に当たって環境保全上の見地からの配慮の対象とする項目や環境配慮の方法等を追加

H16.2 環境配慮部会の助言

(H15.3) 「様々な事例をもとに、計画アセス制度の導入による効果や社会的影響等について十分検討し、制度化に必要な諸条件を詰めておくことが必要である。」
(環境配慮部会は、引き続き助言のため継続)

H19.4 「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」策定（環境省）
事業に先立つ早い段階で、複数案の比較評価および環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させるため、手続、評価方法等を示した。

H21.2 環境配慮部会

計画策定段階の環境配慮については、

- 法対象事業については、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づき、計画段階の環境アセスメントを実施。
- 条例対象事業については、事業の実施場所、規模を具体化する段階の複数案等を方法書等に記載させることにより、計画策定の早期段階での環境配慮の促進を図ることとする。

2. 技術指針改定の目的と内容

(1) 目的

事業の実施場所、規模を具体化する段階の複数案を比較評価した内容について、方法書等の「対象事業の計画策定の経緯」に記載することにより、さらなる環境配慮の促進と住民コミュニケーションの質の向上を図る。

(2) 改定内容

方法書等への記載事項として、以下を追加。

- ① 計画策定段階で比較される複数案の内容
- ② 各案の環境保全上の見地からの長所・短所
- ③ 各案の特に留意すべき環境影響の内容と対応方策

なお、複数案を比較しない又は比較できない場合は、その理由を記載

3. 改定スケジュール

2月 18日	環境影響評価審査会環境配慮部会（済）
3月 25日	環境影響評価審査会（済）
6月 29日	環境影響評価審査会
7月 上旬	改定手続
7月中	告示（一定の周知期間後に施行）